



福岡医発第 1069 号 (地)
令和 6 年 7 月 4 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

フリーランス・事業者間取引適正化等法の施行に向けた周知等について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、フリーランス法については、令和 6 年 4 月 26 日付福岡医発第 339 号 (地) 及び令和 6 年 6 月 13 日付福岡医発第 841 号 (地) にてご連絡しております。

今般、厚生労働省他より日本医師会を通じて、令和 6 年 11 月 1 日の施行に向けた、法律の再周知及び説明会の案内について協力依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方につきご高配の程よろしくお願いいたします。

記

1. フリーランス法の周知依頼

法律の内容について、公正取引委員会ホームページや特設サイトをご参照の上、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

公正取引委員会 https://www.jftc.go.jp/fllaw_limited.html

特設サイト https://www.jftc.go.jp/freelancelaw_2024/index.html

2. 所管省庁委主催の説明会

公正取引委員会等主催の説明会が 7 月下旬より全国 8 か所で開催されます。

(福岡会場: 令和 6 年 7 月 31 日 (水) 14:00~16:00 福岡合同庁舎本館)
参加をご希望の場合は、ホームページからお申込みください。

<https://www.jftc.go.jp/event/kousyukai/freelance.html>

3. 会員事業者向けの説明会開催の検討について

郡市区医師会で説明会を実施する場合に、公正取引委員会等の職員を講師として派遣することが可能とのことです。

令和 6 年 6 月 28 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

公益社団法人日本医師会

常任理事 江 澤 和 彦

（公印省略）

フリーランス・事業者間取引適正化等法の施行に向けた周知等について（協力依頼）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局総務課他より、標記に関する周知方依頼がありました。

フリーランス法につきましては、これまで令和 5 年 10 月 25 日付（日医発第 1347 号）及び令和 6 年 6 月 5 日付（日医発第 476 号）の文書をもってご連絡しているところです。今回は、令和 6 年 11 月 1 日の施行に向けた改めの周知協力依頼及び説明会のご案内となります。

記

1. フリーランス法の周知依頼

法律の内容について、公正取引委員会ホームページや特設サイトをご参照の上、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

公正取引委員会 https://www.jftc.go.jp/fllaw_limited.html

特設サイト https://www.jftc.go.jp/freelancelaw_2024/index.html

2. 所管省庁委主催の説明会

公正取引委員会等主催の説明会が 7 月下旬より全国 8 か所で開催されます。参加をご希望の場合は、ホームページからお申込みください。

<https://www.jftc.go.jp/event/kousyukai/freelance.html>

3. 会員事業者向けの説明会開催の検討について

都道府県医師会や郡市区医師会で説明会を実施する場合に、公正取引委員会等の職員を講師として派遣することが可能とのことです。

医療機関や医師会においては、フリーランスの方に業務を委託するケースは限られていることと存じますが、貴会管下郡市区医師会等への周知方につき、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和 6 年 6 月 21 日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省医政局総務課
内閣官房新しい資本主義実現本部事務局
フリーランス取引適正化法制準備室

フリーランス・事業者間取引適正化等法の施行に向けた周知等について
(協力依頼)

平素から、医療行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」(フリーランス・事業者間取引適正化等法)(令和 5 年法律第 25 号。以下「本法」といいます。) が、令和 6 年 11 月 1 日に施行されることとなりました。

本法は、個人として業務委託を受けるフリーランス(事業者)と企業などの発注事業者の間の取引の適正化、フリーランスの就業環境の整備を図ることを目的とし、

(1) 取引の適正化を図るため、発注事業者に対し、フリーランスに業務委託した際の取引条件の明示等を義務付け、報酬の減額や受領拒否などを禁止するとともに、

(2) 就業環境の整備を図るため、発注事業者に対し、フリーランスの育児介護等と業務の両立に対する配慮やハラスメント行為に係る相談体制の整備等を義務付けています。

内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁及び厚生労働省では、本法の施行に伴い必要となる関係政令等の策定を進めていたところ、令和 6 年 5 月 31 日に、本法の政令、規則、省令、指針及びガイドラインを公表しました。

貴会におかれましては、これまでも、本法に関する周知啓発に関して御協力を賜ってきたところですが、本法の円滑な施行に向けて、改めて、本法の内容を御理解いただき、必要な準備を進めていただくため、下記の 3 点について御協力をいただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1. フリーランス・事業者間取引適正化等法の周知について

前述のとおり、本法は令和6年11月1日に施行されます。本法に関係する取引を行っている方は、施行までに本法の義務、禁止行為等について十分理解し、違反する行為を行うことがないように必要な準備を行っていただくことが重要となります。

本法については、下記URLにおいて、本法の内容について説明した資料、Q & A、リーフレット、解説動画などを公開しておりますので、貴会におかれましても、都道府県医師会等に御案内いただき、御活用いただけますと幸いです。

本法の内容に関する御案内

法律の主要なポイント、動画、Q & A、リーフレット等はこちらをご覧ください（各コンテンツは順次更新予定）。

https://www.jftc.go.jp/fllaw_limited.html

※内閣官房、中小企業庁及び厚生労働省の関連ページにもアクセス可能です。

2. 所管省庁委主催の説明会の周知について

公正取引委員会、中小企業庁及び厚生労働省では、施行に向けて本法の義務、禁止行為等について十分理解していただき、本法の違反行為を未然に防止するため、発注事業者及びフリーランスの双方を対象とした説明会を下記のとおり実施しますので、会員事業者へ御案内をお願いいたします（先着・事前申込制）。

参加を御希望される場合は申込フォームからお申込みください。

<https://www.jftc.go.jp/event/kousyukai/freelance.html>

※令和6年6月17日9時受付開始

3. 貴会の会員事業者向けの説明会開催の検討及び実施

御希望に応じ、貴会が主催する会員向けの説明会・研修会に公正取引委員会、中小企業庁及び厚生労働省の職員を講師として派遣させていただきます。講師派遣の依頼は本法施行に向けて、随時、受け付けておりますので、説明会・研修会の開催について積極的に御検討いただけますと幸いです。

なお、日程等の都合上、御希望に添えないこともある旨を予め御了承ください。

【説明会への講師派遣の問い合わせ先】

●公正取引委員会事務総局取引部取引企画課フリーランス取引適正化室

03-3581-5471（代表）

●中小企業庁事業環境部取引課

03-3501-1511（代表）

●厚生労働省雇用環境・均等局在宅労働課フリーランス就業環境整備室

03-5253-1111（代表）（内線 7850、5108）

以上